

北から南から

《寄稿》



中国紙記者の見た日本の刑事司法

国連アジア極東犯罪防止研修所

国連アジア極東犯罪防止研修所は、複数の国の参加者を一同に集めて行うマルチの国際研修のほかに、特定の国あるいは地域を対象とするプログラムもいくつか持っています。その中でも、「中国犯罪防止及び刑事司法研修」は、中華人民共和国司法部（我が国の法務省に相当します）、全国人民代表大会、最高人民法院、最高人民検察院、公安部等の職員を対象とし、平成7年から続いているもので、アジ研教官及びその他の国内専門家による講義、研修参加者による中国の実情報告及び討議、刑事司法機関の視察などで構成されています。

平成23年11月実施の第17回中国研修では「法制度の啓発教育」をテーマとして取り上げましたが、その際、「法制日報」紙の女性記者である張慎思さんも研修員として参加しました。法制日報は、一般的なニュースのほか法律の話題を取り上げる国営の日刊紙で、発行部数は40万部に上るそう

です。その張慎思さんが、研修を通じて学んだ日本の刑事司法について、3回にわたる連載記事を執筆しました。中国における司法通の目に、我が国の刑事司法がどのように映ったか、興味深いものがあると思いますので、ご紹介する次第です。中には一部、「検察官の風呂敷の中身」や「最高裁大ホールにおけるボアソナードの彫像」のようにちょっとした誤解の見られる部分もありますが、ほぼ元の記事のままお届けします。

なお、本研修は、JICA（国際協力機構）の集団研修の枠組によって実施しており、記事の邦訳も、JICA中国事務所の担当者から提供を受けております。記事の転載をご快諾いただいた張慎思さん、法制日報紙、そのほか研修実施に当たってご協力をいただいた国内各位とあわせ、深く御礼申し上げます。

～第1回・「杜丘」の故郷へ～

中国の改革開放当初、日本映画『君よ憤怒の河を渉れ』が中国で公開された。映画は中国で人気爆発となり、劇中東京地方検察庁の杜丘検事が、悪の勢力を恐れず、いくら困難に遭遇してもなお犯罪の黒幕を暴露し、犯人を審理の場に送ったイメージが心に深く残った。高倉健演じる不屈の男、杜丘検事は正義追及の化身となった。非常に多くの中国人の観衆も初めてこの映画で「検事」という言葉を聞き、日本の法制体系を初めて感覚的に理解した。

秋水長天と共に一色。秋の季節、中国司法研修団に伴い、記者は「杜丘」の古巣——東京地方検察庁の見学に訪れた。東京地検は日本最大の地方検察庁である。日本全国には2,600人以上の検察官がいるが、その内、東京地検にいるのは700人以上である。東京地方検察庁の渡辺恵一検事正（つまり検察のトップ）が事務室で代表団一行を迎えてくれた。

東京地検は東京の中心に位置し、法務省のビルと連なっている。渡辺検

事正の11階の事務室から眺めると、日比谷公園が青々とした緑の中に映えていた。右側は当時の連合国軍最高司令官総司令部（GHQ）の跡地で、現在は保険会社のビルになっている。秋深い東京は林が色に染まり、近くの銀座の喧騒も赤や金の秋の色に埋もれていた。しかし、渡辺検事正は、「仕事が忙しくて、窓の外美しい景色を眺める時間はほとんどありません。」と感慨深げに語った。

手に濃紺の風呂敷をもって法廷に行く検事

日本の検事には制服がなく、あるのは徽章のみで、その内の一つが検事がつけるものである。徽章のデザインの意味は「秋霜烈日」で、困難を恐れない検事の勇気と闘志を表している。もう一つは検察事務官がつけるものである。

日本の検事は皆スーツに徽章をつけて出廷する。検察の徽章は非常に小さく、あまり気付かないが、検事を見分ける非常に面白い方法がある。法廷内で濃紺の包みを手に持っている男性が急ぎ足で通り過ぎたら、その人は間違いなく検事である。日本の映画作品で、昔の日本女性が出かける時、大きな頭巾のような風呂敷で必要なものをしっかり包んでから出かけるのをよく見る。この伝統は現在も検事によって守られている。

検事の包みは濃紺の風呂敷で、真ん中に検察の徽章がプリントされ、その一角に「東京地検」など検察庁の名前がプリントされている。四つの隅の両端を対にして結ぶと、ちょうど検察庁の名前が見えるようになっていく。検事は、たとえ男性でも、この濃紺の風呂敷で資料をしっかりと包み、法廷に出る。資料が多すぎる場合、検事はスーツケースを押していくが、手には必ずこの濃紺の包みを持つ。中身は日本の『六法全書』である。検察庁と各級法廷を手に濃紺の包みを持って行き来する検事は、まさに独特の風景である。

スマート化証拠庫は効率の高い検察システムである

日本の検事は独立調査を行うことができ、収賄事件にも特別な捜査権を有している。権力は非常に大きいですが、証拠に対する要求も非常に高く、極めて厳しい。記者一行は東京地検で証拠庫と記録庫を見学したが、いわゆる「一つのことからすべてが分かり」、かなりの衝撃を受けた。

日本の検事は独立して事件を扱い、非常に大きな調査、証拠収集の権力を有している。証拠も事件を決定する鍵であるため、証拠の保管が極めて重要である。東京地検の地下3階と地下4階には非常に「巨大な」証拠庫と記録庫がある。「巨大な」というのは、保管している証拠量の多さを指している。しかし、倉庫自体は極めて狭く、日本人はどのようなことでも空間を非常に節約する。しかし、この狭い空間で、証拠の管理は厳格に、秩序正しく行われており、高度なスマート化、機械化は賛辞に値する。

証拠庫には主に三つの倉庫がある。一つ目は拳銃、宝石などの物証を保管するもの、二つ目は主に証書と有価証券などを保管するもの、三つ目は、被害者の血が付いた衣服など、特殊な保存が必要な証拠を保管するもので、この部屋は1年中同じ温度、湿度が保たれ、保管している証拠がずっと元の状態を維持できるようにしている。これは、事件自体の必要性でもある一方で、被害者家族の感情を尊重するためでもある。後になって被害者家族が彼らにとって特別な意義のある物件を返却してほしいと求めてきた時、検察機関は彼らにまったく損傷していない状態の物件を返却する義務があるからである。

三つの証拠庫に保管された証拠は非常に多いが、証拠の検索と保管はコンピューターの管理の下、高度にスマート化、機械化されている。狭い空間には人が立っているのも難しいくらいだが、証拠が保管されている棚は異なるレールに沿って、昇降したり、スライドしたり、回転したり、開閉したりして、部屋の端にある証拠の引き出しも極めて短い時間で上下に動き、スライドして係官の目の前に来ることが可能である。

証拠の管理も一つの記録ファイルに集中的に保管するのではなく、上述の三つの分類ごとに保管する。厳格に秩序正しく管理しなかったら、どんなにめちゃくちゃになるか分からない。この保管物の多い証拠庫を管理するのはわずか3人で、特別なICカードを持ち、証拠庫を開けることができるのはこの3人だけである。係官が証拠を持ち出す必要がある場合は証拠庫に入ることができるが、コンピューターに立ち入った時間と立ち去った時間が詳細に記録される。

死刑囚の事件記録は訴訟終結後100年間保存

記録庫は既に解決した事件の記録を保管する場所で、高度スマート化、機械化管理が行われている。記録庫に入ると、最も目立つのは大きな告示プレートであり、それには事件ごとの記録の保管期間が明確に記されている。古い事件の記録は事件の刑期ごとに異なり、5年から100年保管される。死刑囚の事件記録は、法に基づいて訴訟終結後も100年間保管される。歴史に試されてこそ、聞きなれて詳しく話すことのできるように、死刑事件が「鉄の事案」になるという意味であろう。

記者は記録庫で二つの特殊模型の資料を見つけた。1995年、東京地下鉄サリン事件は日本全体に衝撃を与えた。検事は自ら手を動かし、子どもが工作を作るようにペーパーボードで、6か月を費やし、オウム真理教教会の模型を作成した。教会内部でサリンガスの製造に用いた密室は単独で拡大した。本物そっくりの造形は、オウム真理教の信者たちがどのようにガスをつくったのか一目瞭然であり、今でもこの事件のファイルの重要な構成部分として保存されている。

毎年、日本で検事起訴を経た事件は、99%が法廷で支持され、無罪判決はわずか0.02%しかなく、この点からも、検事は起訴に慎重で、証拠を十分に把握していることが分かる。検事がどのように事件を解決するのかを見るができなかったが、東京地検の証拠庫と記録庫を見て、起訴状で

よく見られる「確かな証拠あり」という語句を、切実に感じたのであった。

[法制日報・2011年12月6日]

～第2回・日本の最高裁判所へ～

アメリカ連邦最高裁判所に比べ、国内の読者さらには法曹界の人々は日本の最高裁判所のことをあまり理解していないだろう。例えば、法曹界関係者に現在のアメリカ連邦最高裁判所の首席裁判官は誰かと尋ねたら、全員が答えられるだろうし、その他8名の裁判官もすらすらと言えるのではないだろうか。私自身も2名のアメリカ連邦最高裁判所の裁判官——ギンスバーグとオコナーにインタビューを行う幸運に恵まれたことがある。しかし、もし「日本の最高裁判所には何人の裁判官がいるか？最高裁判所長官は誰か？」と聞いたら、法曹界の人間でも答えられないのではないだろうか。

私も日本の最高裁判所に入るのは初めてで、興奮と期待があった。先日、私は中国司法研修団一行に随行し、日本の最高裁判所を見学し、横田尤孝裁判官にお会いした。横田裁判官は、会談で、友好平和と法治は日中両国にとって非常に重要な意義を有しているとはっきりと述べた。

日本の最高裁判所は、日本の国会議事堂の近くに位置し、国会と呼応している。また、アメリカの最高裁判所と比較すると、アメリカの最高裁判所の建築設計はローマ神殿風で、特に入口の前には上へと上っていく長い階段があり、神殿を拜むような神聖な気持ちになる。当然、これは法律に対する崇敬を表している。日本の裁判所は外観はごく普通で、入口の前の庭は小さく、階段も少なく、わずか数歩で中に入ることができる。

日本の最高裁判所は、第二次世界大戦後、長い間場所が定まらなかったが、1974年に現在の場所に移転した。当時日本の土木建築士が選考され設計した建築は、全体構造が鉄筋コンクリートのため、外見は堂々として立

派とは言えないが、重厚感は与えている。日本では「奇岩城」とも言われ、その重厚かつ素朴な外観はこの呼び名からも分かる。この建築は日本建築学会賞を受賞している。

中に入るとそこは大きな吹き抜けのホールで、大理石の床が照明の光の下透き通って見えた。両脇には絵画と彫刻作品が置かれており、その中には日本の近代立法の完成を助けたフランスの法学家ボアソナードの彫像がある。この人物は日本の法律界では皆に知られており、その他数か所でも彼の彫像を目にした^(注1)。建築の素朴な外観と比べ、吹き抜けは強いオーラを放っており、この巨大な吹き抜けの空間に入ると、思わず厳肅な気持ちになる。実際、建物全体はそれほど高くはなく、地上5階、地下2階だけである。階で囲まれた中央には、庭があり、緑の植物が鉄筋コンクリートの冷やかさと淡白さを和らげていた。東洋の庭の優雅さによって、日本の最高裁判所は独特の雰囲気醸し出している。

日本の最高裁判所には15名の裁判官がおり、現在の最高裁判所長官は竹崎博允氏である。最高裁判所長官は内閣が指名し、天皇が任命する。その他裁判官は内閣が任命し、天皇が認証する。その内10名は法曹界の人間でなければならないが、その他5名は各界の名士でもよい。日本の最高裁判所裁判官には特別な点があり、各裁判官は任命後初の衆議院議員選挙の際、国民審査に付される。その後10年ごとに国民審査を受け、国民は投票によってふさわしくない裁判官を罷免することができるのである。現在に至るまで、そのような状況は発生していない。現在の15名の裁判官の内、2名が女性である。

最高裁判所裁判官の地位は高く、社会から尊敬されている。「等級」で

(注1) 最高裁判所のホールにはボアソナードの彫像は置かれておらず、この記述は何らかの誤解によるものと思われる。

言うと、内閣の大臣に相当する。横田裁判官に会う時は、正装で、コート、かばんなどはすべて外に置き、正式な訪問であることと尊敬を示すよう求められた。横田裁判官にお目にかかった後、私たちは裁判所図書館と裁判所の大法廷を見学した。

最高裁判所の図書館は、日本の国会図書館の支部でもあり、二館の資源は共有することができる。最高裁判所図書館は、現在日本の最も主要な法律専門図書館の一つであり、以前は法律専門家にしか開放されていなかったが、ここ数年一般市民にも開放されるようになっている。

図書館に入ると、まず目に入るのが3枚の絵で、描かれているのは日本の歴史上非常に重要な人物、聖徳太子の物語である。革新に力を入れ、中国に遣唐使を派遣して学ばせ、十七条憲法を公布したのがこの聖徳太子である。3枚の絵はそれぞれ聖徳太子の出生、審議、狩の場面を描いており、それぞれ「仁」、「知」、「勇」を表している。これは裁判官として備えるべき徳でもある。図書館には日本の主な法律書籍と文献の蔵書だけでなく、世界の其他国家の法律資料も保管されている。その中には中国の法律資料も含まれている。私はどのような中国の法律書籍があるのか見たいという希望を告げたが、時間の関係で望みは叶わなかった。しかし、私は法務省の博物館で中国の大清刑律を真似て制定された当時の日本の刑法を見たことがあり、これからも両国の文化交流の長い歴史が分かる。

大法廷は建築の華々しい楽章だと言われている。建物自体は素朴で派手さはないが、大法廷は堂々たるものである。特に、大法廷の中央には空まで続く円筒形の吹き抜けがあり、太陽の光が吹き抜けを覆うガラスの天井から直接入ってくる。晴れの日、太陽の光が大法廷全体を明るく照らし、照明がいらないほどである。より興味深いのは、このドームの高さがちょうど国会議事堂の高さと同じで、司法権と立法権の平等とバランスを示している点である。

日本の最高裁判所は、主に憲法及び法律の解釈に関する審議及び高等裁判所の上訴案件の審理を行い、基本的にはすべて法律審である。大法廷の他に三つの小法廷があり、各小法廷には5名の裁判官がいる。大部分の案件は小法廷で審理されるが、憲法及びその他法令の解釈に係わる場合のうち、次のような場合、「違憲か否か」、「以前の最高裁判所の判例と異なる場合」、「小法廷の裁判官の意見が反対意見と同数」といった状況では、この種の案件は大法廷で審理されなければならない。大法廷が開廷される場合は15名の裁判官が全員出席する。大法廷の年間開廷率は大体2～3回だそう。私は大法廷に特別記者席が設けられ、各記者の席にデスクランプが周到に設置されていることに気付いた。

最高裁判所大法廷には深い意味が込められた4枚のタペストリーがあり、大法廷の正面に掲げられた2枚(15名の裁判官の後ろの左右一枚ずつ)は太陽を描いた抽象的作品であり、「当事者は太陽に面して活発に訴訟活動を行う。」という意味である。後ろの2枚(15名の裁判官の正面にある2枚)は月を描いたもので、「裁判官は月光に面して冷静に考え、事のは非を理性的に判断する。」という意味である。

[法制日報・2011年12月13日]

～第3回・更生保護施設「まこと寮」へ～



元法務大臣が書いた「まこと寮」の看板には、社会に戻る者が常に「誠意」を心に刻むようにとの願いが込められている。



まこと寮は刑期が終了して釈放されたが、帰る家がない者に無料の宿舎を提供している。これは質素な宿舎内の様子である。

「寮」の日本語の意味は「宿舍」、「居住地」の意味である。まこと寮は「誠の寮」で、誠意の寮である。「誠」の居住地として、刑期を終えて釈放されても帰る家のない者または家に帰れない者が再び社会に溶け込めるよう過渡的な居場所を提供し、罪を悔い改める路を歩んできた人が常に心に「誠意」を刻むようにと願っている。まこと寮は刑務所と社会の間の特殊な「家」である。

長勢甚遠元法務大臣が書いた「更生保護法人まこと寮」の看板は横浜の特殊な建物の入口に掲げられている。日本語の「寮」は「宿舍」、「居住地」という意味で、「光華寮案」の光華案は「光華」という名前の宿舍ということである。60年前、更生保護施設まこと寮が横浜に建設された。創設時の横浜保護観察所の岡久雄所長が、社会に戻る人々が心に常に「誠意」を持って更生の道を歩むようにとの願いを込めて、名を「まこと寮」とした。

中国の訪日司法研修団に伴って、記者は刑期を終えて釈放されたが帰る家がない者、または帰れない者を特別に受け入れる宿舍を訪れた。世界でこのような現象は珍しいことではない。刑務所にいた多くの人間は、刑期を終え、期待を胸に刑務所の門を出るが、世界は既に大きく変わり、既に帰る家がない、または家族にもう受け入れる気がないことに気付く。この時、彼らには仕事がなく、頼る場所もなく、生活の術がなく、そのために非常に多くの人が再び犯罪の路を歩んでしまう。まこと寮は、このような人々が再び社会に溶け込み、自立できるようにする庇護所であり、刑務所と社会の間にある特殊な「家」である。

日本では、犯罪者を反省させ、更生させ、社会に戻すための特別な法律——『更生保護法』があり、この法律に基づいて日本各地に設けられたまこと寮のような更生保護施設は、犯罪者の社会復帰過程の支援、助力において独特の役割を果たしている。法律を核心として、支援施設が全国に分布し、保護司をボランティア代表とする日本の更生保護体系は私たちに深

い印象を残した。

1950年、第二次世界大戦後の日本は満身創痍だった。極度の貧困と秩序を失った社会によって犯罪率は急激に上昇した。横浜財団法人松英会と横浜更生会の二つの法人は、戦後、社会秩序の混乱と貧困によって生まれた多くの犯罪者を収容して指導し、安定した社会を再建することに協力することを決定した。その後、二つの財団法人は解散し、新たな財団法人——まこと寮を設立し、総合的な宿舎ビルを建て、1964年に正式な運営を開始し、これらの人々に住処と生活の地を与えた。まこと寮では、収容者に無料で宿舎、食べ物を提供し、本人に適した仕事に就けるよう支援すると同時に、金銭管理、飲食上の生活指導を行い、各種指導、提案を行っている。60年の発展を経て、まこと寮を代表とする更生保護施設は、犯罪者、または不良行為を行った人間の社会復帰の第一歩となっており、犯罪を防止して日本社会を安定させるのに特殊な貢献を果たしている。

横浜まこと寮に入ると、宿舎の規定が目に入った。刑務所から出所したばかりの人は、住む場所がなければここで無料の宿舎、食事を申請することができるが、宿舎の規定を遵守しなければならない。これらの規定は非常に細かいように見えるが、深い意味が込められている。以下は、規定の一部である：朝6時起床、夜10時消灯。風呂の時間は夜6時から9時まで。テレビは夜10時以降禁止（土曜日は11時まで）。

まこと寮内で飲酒してはならない。部屋で喫煙してはならない。喫煙する場合は規定された喫煙区に行き、吸殻を便器、または灰皿以外の場所に捨ててはならない。

裸または下着で廊下、食堂を歩いてはならない。廊下を歩くときは静かに歩き、乱暴にドアの開け閉めを行ってはならない。

互いに金銭、物品の貸し借りを行ってはならない。浪費を戒め、しっかりと貯蓄しなければならない。事務室に給与明細を提示し、しっかりと貯

蓄しなければならない。

携帯電話が必要になり携帯電話の契約を締結するときは、事務室に登録しなければならない。

規定には大げさで中身がないものはない。細かいことから習慣を身につけ、マナーを学び、最終的には規範を理解し、労働によって自立できるようにしている。これが、まこと寮に収容されている不良行為を行った少年にとって非常に重要な点であろう。

まこと寮は刑務所の刑期が済んで出所した者だけでなく、仮釈放期間の者、少年院からの不良少年も受け入れている。多くの少年犯罪者は、帰る家がない、もしくは円満でない家庭の出身である。もしまこと寮のような「家」がなければ、再び町をさまよい、成人になる過程で最終的に犯罪者になってしまう可能性が非常に高い。

横浜まこと寮には、30人の成人、4人の少年を受け入れることが可能で、現在30人が住んでいる。すべて男性である。最年長は73歳、最年少は20歳である。犯した犯罪は窃盗、詐欺、文書偽造、自動車運転過失傷害などである。これらの人たちは無料でここに住むことができ、宿舎には3人部屋、2人部屋、個室がある。基本的に入居したばかりの時は3人部屋に入り、最後に個室に入る。私たちが見学した時、これらの人々は皆仕事に行っており、部屋はきれいに片付けられていた。テレビがあり、各自統一されたケースがあり、個人の物をしまっていた。食事も無料で、一日の食費基準は1,200円（およそ100円）である。ここに住んでいるのは全員刑務所にいた人々だが、建物全体の雰囲気は非常にゆったりとしており、補導職員は全部でわずか4人である。まこと寮の経費源は国家が提供する委託費と民間からの寄付である。まこと寮は更生保護法人のため、国家の委託を厳格に管理する義務があり、毎日の収容者数の変動に応じて正確に計算しなければならない。管理責任者の話によると、「苦心して安定した経営計画を

行わなければならない。」そうだ。

宿舎や食事が無料であっても、ここの人間はただ座って飲み食いしてもよいというわけではない。実際、現在ここに住んでいる30人はすべて仕事を持っており、就業率は100%に達している！まこと寮のような更生保護施設のもう一つの重要な機能は、これらの人々に適した仕事を推薦することである。現在、まこと寮は日本の事業主協会と協力し、64社の雇用企業がまこと寮の寮生に仕事の機会を提供している。仕事は主に建設、配送、清掃業に集中している。まこと寮の最年長はすでに73歳だが、「こんなに高齢の方でも仕事を見つけられるのですか？仕事しなければならないのですか？」と記者が聞いたところ、私たちの対応をしてくれたまこと寮の管理責任者は、「この方は自分がまだ働いて、自分でお金を稼いで自分を養いたいと思っているのです。彼は今清掃の仕事をしています。」と答えてくれた。これもまこと寮ではごく普通のことです。宿舎、食事は無料だが、永遠にここに住めるわけではない。大部分の人はまこと寮の紹介で仕事を心得、まこと寮を出て自立する。高齢または障がいなどのその他原因で仕事を見つけられない場合は、まこと寮を経て、生活保護を申請し、別の社会保障体系に入ることができる。そのため、まこと寮が演じているのは「緊急」と「研修」の役割で、老人ホームではない。再び社会に戻る人々はここで最初の最も困難な日々を過ごし、仕事の研修を経て、貯蓄の習慣を身につけ、自分の役割を整えて、最後に勇気を持って社会復帰の第一歩を踏み出すのである。

刑期を終えて釈放された人々が再び社会に戻るよう手助けし、効果的に再犯を減らす点に関しては、中国にも行政および法律手段はあるが、具体的な法律要求を有し、相応する施設を設ける手段はまだないようだ。日本のまこと寮制度は非常に良い参考となる。

2011年までで、まこと寮のような更生保護法人は日本に160か所以上設

けられている。

[法制日報・2011年12月20日]



まこと寮に関する記事の掲載された紙面